

平成25年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月22日 午前10時00分		
	延 会	3月22日 午後0時07分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	宇茂佐 和 代
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	與那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
住 民 課 長	山 城 徳 男			

平成25年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第7号

平成25年3月22日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第11号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第12号	平成25年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑
3	議案第13号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
4	議案第14号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計予算について	質 疑
5	議案第15号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
6	議案第16号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	質 疑
7	議案第17号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	質 疑
8	同意案第1号	副村長の選任について同意を求める件	質 疑
9	同意案第2号	教育委員の任命について同意を求める件	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1。「議案第11号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第11号 水道事業給水条例の一部改正についてです。お尋ねします。

工事をするとき、埋設するのをわかりながら、おくれて配水するときありますよね。こっち消火栓とか何か入るからということ。ある程度仕上がった時点で、こっちに水道埋設するからと言って工事がストップするとき何か。第7章、布設工事監督者の配置についてですね、第1条なのかな、これ。第1条の「必要な事項を定める」の次に「とともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める」を加える。第7章のところですね。第44条のところですね。これ、わかっているんだったら早目にですね、工事者に、こっちに水道管が入るからということで水道課からですね、申し入れするのが筋じゃないかと思うんですけど、この施工するときですね。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時02分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

第7章の内容なんですが、これは条例の改正の概要としては布設工事監督者を配置する水道の布設工事についてなんですが、布設工事監督者を配置する水道の布設工事とは、水道施設の新設または水道施設の増設もしくは改造の工事となります。これまで国が定めていましたが、水道法の改正により地方公共団体が行う水道施設の工事で布設工事監督者を配置しなければならない者については国の示した基準を参酌して条例で定めることになりました。

この布設工事監督者の資格についてなんですが、水道の布設工事を監督する者の学歴や水道事業等の経験年数をいい、これまで国が定めておりましたが、水道法の改正によって地方公共団体が行う水道施設の布設工事監督者の資格については国の示した基準を参酌して条例で定めることとなっています。

水道管理者の資格についてですが、これも国の定めている基準を参酌して定めております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これは、第44条も第45条も同じですけど、これは学校があるんですか、こういう。土木学科の中にあるわけですか、この試験ですか。試験で、技術者というのは。年齢とか、これは法令で決まっていますよね、建築家の。建築やるのと、水道とか電気とか全部ありますでしょう、資格免許。これに準じて施工とか、ああいうのはできるという解釈と見ているんですけどね。そういうことですか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

布設工事監督者の資格なんですが、この第45条にうたわれている内容をですね、ちょっとかいつまんで説明いたします。大学の土木工学科において衛生工学、または水道工学を修めた卒業者については実務経

験は2年ということになります。

それから大学の土木工学科卒業者、上記の衛生工学とか水道工学を修めていない者ですね、以外の者については3年の実務経験が必要になります。

それから短大ですね、もしくは高等専門学校、または旧制の専門学校の土木科卒業者は5年というふうに、この学校の卒業する学科とかに基づいて経験年数が定められております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これに関連して質疑しますけど、この2年とか3年、短大卒、短大かな、専門学校に通った人は、埋設するときですね、工事のところですね、ある程度わかると思うんですよ、埋設するところは。やっぱり工事に差し支えないような、こっちには水道管が入るから早目にやってくれとか、こういうことまではわかると思うんですよ、水道課は。

というのは、一例でいいますと505号線の件ですね、消火栓、上層までやって、また掘り返して水道を入れてですね、工事がおくれているところがあるわけですね。こういうのは、こういう勉強をやっているのはですね、すぐわかると思うんですよ、どこに入るからといってですね。

それでまた発注して、消火栓を発注して入れるのに、また時間がかかるとか、こういう二重掘りとか、こういうことですね、こういう学校を出ている人だったら経験上わかると思うんですけど、どうですか、わからないですかね、こういうのは。これは、こういう学校を出ていれば法令でも同じですけど、経験上わかると思うんですけど、わからないものですか。こういう専門学校を卒業している人だったら、わかると思うんですけど、いかがですか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

水道の配管工事については、設計図とかに基づいて、この路線に配管工事をするということで設計のほうで出てきますので、それに基づいて工事を行うこととなりますが、今、質疑にあります消火栓との関連なんですが、この事業の中の配管工事については、消火栓というのは補助事業のものではちょっと見られない、計上できない工種になっております。

そこで布設のときの図面の中にですね、そこを表示されてない場合とか、そういったときに配管はやられていて、後でまた消火栓が必要ということの場合に、こういったことが起こってくると思います。

消火栓の場合は、一応消防のほうとの調整もまた必要になりますので、これは事業以外のものでの布設になってきますので、そういった調整の中で行われているという考えでおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第11号の件で、一部修正する条例についてはいいですけどね、そういうものまでは、やっぱり修正の中に入るんじゃないかと思って質疑したわけですよ。修正案に入るんじゃないかと思ってですね。この条例にうたうためには、こういうところまで、細かいと言えば細かいですけどね。いろんな条例、大学卒業とか、こういうのがありますけど、こういう条例をつくるためにも、こういう細かいところまで条例も必要じゃないかなという気がするわけですよ。一々何年というですね、経験、実務

もあると思いますしね。今後こういうのまで条例に入れる考えはないですか。あるかないか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

今回の水道法の一部改正についてですね、今回の改正については布設工事監督者の資格と水道管理者の資格ですね、それから水道工事監督者を配置する工事の内容とか、そういったものの水道法のもので、この市町村のほうで、条例で定めるような内容で水道法が改正されていますので、今回のこの条例の提案になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時14分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第2.「議案第12号 平成25年度今帰仁村一般会計予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。

歳入、1款村税から7款ゴルフ場利用税交付金までの質疑を行います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

次に歳入、9款自動車取得税交付金から22款村債までの質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳入について質疑を行います。

33ページです。14款1項使用料2目の衛生使用料、その中に保健衛生使用料として215万円、これは毎年同じような上程なんです、これですね、いつもこれで足りているのか、不足しているのか。実際に実数として、どれぐらい平成24年度は使ったのか数字を求めます。

次の3目農林水産使用料、林業使用料の328万9,000円、今帰仁村茸生産出荷施設使用料707万円減となっています、その理由。

その下の商工使用料、商工使用料の施設の説明の欄に古宇利ふれあい広場シャワー使用料に20万円の7カ月となっていますが、前年度よりも5万円ほどアップされています。この理由を、説明求めます。

次の34ページ、グスク交流センター等使用料、これは新設の使用料になっていますので、これはどういう理由で増えたのか。25万円増えた理由を、説明を求めます。

次は50ページ、財産貸付収入の節の説明がずらっとありますが、その中で商工会の使用料、土地の使用料ですね、16万5,755円。これは去年の当初でも質疑をしたところで、商工会というのは村の外郭団体、いわゆる商工部門を担う大切な部門でありますので、使用料は免除したらどうかということで村長に申し

上げましたら、これは補正して、当初でしたので補正して、平成24年度ですね。その分は相殺すると答弁がありましたが、また今回も載っています。その理由を、説明求めます。

61ページ、歳入、諸収入、21款、節の説明の中に下から5番目、保健センター公衆電話、葬斎場公衆電話、ともに1,000円となっていますが、前年度はそれぞれ1万円と5,000円です。今回はどうして、この1,000円にしたのかですね、説明を求めます。

次の62ページ、節の4節ですね、今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料の8,800万円。その中に今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料と、ここにあります。5節にも同じように歴史文化センター入館料12万4,000円とあります。この2つを分けている理由をですね、説明を求めます。

次は64ページ、総務費の沖縄振興特別推進交付金事業3,290万円、前年度より同じく3,290万円、前年度にゼロになっていますね、今年度ふえた理由。以上。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

33ページ、14款1項2目の衛生使用料、保健衛生使用料、火葬場使用料と葬斎場使用料について、前年度、本年度同様の金額を組んでいるという質疑にお答えいたします。

平成24年度の実績はどうなっているかということなんですけれども、ちょっと平成24年度まだ途中の段階で、一般質問の中で與那嶺議員のほうに答弁した件がございまして、平成24年度の現在数で129件ほどは行っていると思います。110件ほどということで資料をお渡ししましたけれども、129件ほどの亡くなった方々がおられるということで聞いております。

それで平成23年度の実績が、火葬の件数が106件です。葬斎場使用件数が72件でした。例年、結構変動がありまして、毎年110件ほどの方々が平均的に利用していますので、多く見積もるわけにはいきませんので、平均ベースの計上で例年同じような金額を計上しているところであります。

61ページ、21款諸収入4項雑入の保健センター公衆電話、葬斎場公衆電話の費目存置の1,000円ということですが、最近、携帯電話の普及がありまして、ほとんど例年計上しておりました1万円に満たないような歳入でありましたので、費目存置として置いているところであります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

私のほうでは3点だったと思いますので、33ページの14款1項3目の農林水産業使用料で林業使用料の減は茸第2生産施設の使用料の減でございます。

あと1点ですね、商工使用料の下の段ですね、35万円増の主な要因は古宇利ふれあい広場シャワー使用料、それが増になっております。これは実績に合わせた計上になっております。

あと50ページの財産貸付収入、商工会への土地貸し付けでございますけれども、これは商工会からも減免の要請がありましたけれども、それにつきましては村長としましては、この使用料収入、土地収入の免除というよりは補助金負担金、それで増にして埋め合わせているというような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

34ページ、4節ですね。グスク交流センター等使用料の25万円の増でありますけど、これは3月補正で一応計上いたしまして、今年初めてグスク交流センターが桜まつりのときの商工会、これは補助事業のためですね、使用料を徴収しております、若干12万円ほど組んでおりますけれども、大体これぐらい行くんじゃないかなという予想ですね、12万円を計上しております。

あとテント使用料でございますけれども、このテント使用料は手作り市が毎月第1日曜日に行われておりまして、簡易テントを去年購入いたしまして、この貸し付けをして、1張り1,000円だったと思っておりますけれども、1,000円で貸し出しして、その使用料を徴収しておりますので、この12カ月という感じでやっておりますけれども、ただし桜まつりのときが結構土・日に行われますので、簡単に掛ける12じゃなくてですね、桜まつりのときもプラスしております。ただ、テナントの店舗が決まっておりますので、若干のばらつきはございます。

あと、平郎門前広場使用料でございます。これは平郎門前の左側の屋外ステージ、そこの一応使用料ということで、1人200円徴収なんですけれども、まだイベントのあれが見えておりませんので、一応1万円は当初で組んでいる次第でございます。

あとは62ページの4節、5節、これは今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入場料と5節の違いでありますけれども、4節は共通チケットになっておりまして、1人当たり大人400円ということになっておりまして、あくまで共通チケットでございます。

歴史文化センター使用料ということは、特別展示とかやっているときはですね、やはり入館料を。歴史文化センターだけの入館料を徴収しております。この違いでございます。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 総務課長。

○ **総務課長 島袋隆則君** ただいまの質疑にお答えいたします。

64ページ、村債でございますが、昨年度はどうしてゼロかということでございますけれども、昨年度は予算編成時に一括交付金の初年度ということで確定していなかった関係でゼロでございます。

3,290万円の村債については、さきに一般質問で與那嶺篤哉議員にも申し述べましたとおり、緊急性や熟度の高いものを考慮し、18件、2億8,700万円の対応費の村債でございます。以上でございます。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午前10時30分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 一通り聞きましたので、再度質疑をしたいと思っております。

33ページからです。農業使用料ですね、農林水産使用料。去年の707万円、これは課長の答弁では第2茸生産出荷施設のこの分を引いているということですが、もう既に始まっていると思いませんか。700万円にはならないと思いますが。今年を取らないおつもりですか。この第1の分だけですよ、今載っているのは、第2の分は入ってない。当然、使用料は徴収すると理解しています。これはどういうことかですね、1年間免除するのか。再度答弁を求めます。

グスク交流センターは課長の説明で理解できました。

今、平郎門前広場使用料というふうにありましたけど、これは例えば村の北山の風とか、そういったところが使う場合も使用料を取っているかどうかですね。つまり一般の人が使うときの、今、使用料新設、去年はないですね、これ。ですから、ここの部分と、それからテントも含めてですが、去年もですね、実は桜まつりのときに、そのオープニングのときに去年、一昨年だったのか、ちょっと覚えてないですが、教育長にもちょっと申し上げたのですが、その中で入場料を徴収して、最初の北山の風をやるのかということでしたら、当初は入場料のもぎりをずっと前に持ってきて、今の広場のところで切符を取っていて、入場を有料にしていたんですね。ですから、こういうのは村のアピールのためにはまずいんじゃないかということでしたら、これはそのときは取らなかったと思う。また、今のこれから見ると、使用料を取っているのかなということですね、今、質疑しているわけです。

ちょっとわかりにくいんですね、どこから入って取るのか。普通だったら、もぎりは平郎門の門の前にいるので、そこでお金を払えば行けるわけですね、お金は向こうだと思いますが。その特別な場合は前のほうに入り口を持ってきていますよね、テントを張って、そのロープを張って。今年もそういうふうにして、例年もですかね、やるのかどうか再度答弁を求めます。

それから50ページです。商工会の土地の件ですが、貸付収入だから取らなければならないというふうには、去年の答弁ではやっぱりほかの貸し付けている団体に対する公平性というふうに答弁がありましたけれども、この貸付収入のすべての項目、一番上のセルラーからですね、最後の沖縄電力まで、ほとんどが利益団体だと思います。オリオン、嵐山とか、NTTとかソフトバンクですね、それからアロエ、茸となっていますが、この商工会については今帰仁村の観光部門を担う、いわゆる外郭団体みたいなものですから。私は、これは逆に堂々と免除してもいいんじゃないかと思います。去年はそのつもりで質疑したら、それはそのようにして既に予算には立てているので、補正で措置するという事で確認しましたら、確かに補正されていました。それで事なきを得たと思ったら、今度また立てているわけですね。これは村長にお伺いしますが、これはどういう見解なんでしょうか。私は別に堂々と商工会は今帰仁村の一角だという考えから、これは削除すべきだと思います。答弁求めます。

公衆電話については、課長の説明で理解しました。

以上、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

33ページの林業使用料の減ということでありましたけれども、実は茸第2生産施設が1月18日に契約しまして、もろもろの準備、県外研修、県内の研修等々を経まして、試運転が3月29日に予定されております。その本格的稼働に向けて今、準備して、5月下旬の予定にしておりますけれども、今のところ契約の相手でありますところの契約の段階等々を踏まえてですね、どうしてもまず第1点、地元企業の育成も必要だろうということと、営利団体ではありますけれども、初めてのことでありますし、その使用料に見合う利益が上がるかどうかはまだ不確定な中でですね、まず計上というか、計上はしておりませんが

も、乙の契約のほうから、その話し合いの中でですね、一応村当局としましても免除というよりは、その使用料の繰り延べの申請があった場合に、それに対応していこうということで今回は、当初では予算を計上しておりません。

ただ、営業的にどういうふうになるか、またその使用料が納められる程度の経営があれば、それなりに補正して対応できるものと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

34ページ、4節でございますけれども、平郎門前広場使用料、これは今年の桜まつりはですね、北山の風は祭り期間で行われず1週間後にずれて公演しております。どうしても桜まつりのときに一応行われますと、駐車場の関係で大変昨年度、大分込みましてですね、城跡入場者も大分減りまして、それで何とかふやそうということで北山の風は1週間ずらしてもらいました。

そして、今年は一括交付金の中で一応北山の風も一括交付金でやっているところもありますので、それで今年徴収しております、一括交付金ですね。中から徴収、使用料という項目があると思いますので、これで今年使用料を徴収しております。初めてありました、使用料徴収はですね。

そして、じゃあ次年度はどうするかということでもありますけれども、桜まつり期間中に恐らくやるかどうかかわからないものですから回答できないですけど、恐らく桜まつり期間中に行われますと、やはり減免をしてやるのが常識かなと思っておりますけれども。そういうことで次年度に関して、北山の風に関しては、いつどういうふうに行われるのかまだちょっと見えてきませんので、どうするかということは、まだ未定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

歳入の50ページの商工会16万5,755万円の土地の賃料の件でございますが、この件につきましては公有財産のあり方からして賃料を免除するよりは補助金による支援が望ましいということで、そういうふうにしました。といいますのは、平成24年度は318万7,000円、平成25年度は350万円ということで賃料よりもアップをして助成をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 33ページの件です。農業使用料ですね、今、課長の答弁で…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時41分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時41分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 農林水産の中の農業使用料、節の説明、33ページ。家畜使用料700万円、ごめんなさい、失礼しました。林業使用料です、農業じゃない、その下です。林業使用料の328万9,650円の件の説明でした。第2葺ですね、いろいろ1年以上もかかって、そういうふうにして決着はついています。今年創業の年であるし、今、説明のあったとおり3月29日に開業、5月には操業できるということに聞いています。

いろいろ問題があつて、委託者も多分要請はあると思うんです。しかし、村の使用料というのは現に公的な、いわゆる村の公有財産であります。先ほど村長ありましたね、公有財産の土地貸付料を免除するよりはと。それはそのとおりなんです。じゃあこの問題と、今の林業使用料とはまた矛盾しているんですね。これだって公有財産ですよ、村の。これはじゃあ免除していいわけですか。免除したい気持ちはわかりますけど、実際費目なり、あるいは当初ですから、予算は計上しないといけないんじゃないかと。こういう予算の立て方は、私はまずいと思います。

いいですか、最初に今帰仁村茸生産出荷施設がまず1つできて、去年までずっと328万9,000円を計上しています。これは当然もらっているわけですから。平成24年度の事業で、既に完成している第2茸も当然これから使用料を取るといふことで去年も計上したけれども、去年は決まらなかったで、やはりこの減にしているわけです。それはいいんです。でも、今年はまだ決まっています。免除するしないは今から後の問題ですから。半額でも、少なくとも免除の金額、これはわかりません。今、課長の答弁では、まだ陳情はありませんけど、あるかもしれないので取らないと、そういう立て方でいいのでしょうか。

これは総務課長にもお尋ねしたいのですが、この予算の立て方ですね、これでいいかどうか。現に公有財産が既に起動しているわけですから、これをいろいろありましたから今度は免除しますという、こんな一存でできるかどうかですね。この立て方については、私は疑問を呈したいと思います。

それであれば、商工会の土地の使用料も免除したらいいんです。あちらのほうがまだ有用に、現実に実績がありますから。今から実績があるところを免除して、実績があるところはしないというのは、ちょっとある意味では矛盾していますね。これについては村長、課長、どちらも答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

これは決して免除ではございません。免除ではございません、繰り延べるといふことです。

これの使用料の算定方法は条例でもございますとおり、村が負担した分を総合耐用年数で除すといふことですので、今のところ割る分母のほうは17年です、総合耐用年数はですね。その17年でとるべきものが、諸般の事情で18年になろうと。また17年と6カ月になる可能性もあります。6月補正なり、9月補正なり、それなりに使用料が払える段階にといふことは甲乙わかりますので、そのときに計上できるものと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

予算編成時においては、12月当初においては、まだ相手も決まっておりますので、そういう予算の立て方の段階は、まだ決まっていなかったといふことですね、1月18日にしか契約しておりませんので。

それと、今、自治法上も債権の履行期間の延長、またはそれに関することは自治法の第240条の3項において、債権において債権を、その履行期間の延長といふことは、それによってできますので、法的には問題ないかと思ひます。

その予算編成時においては、契約者が決まっていますので…。いえ、違います、1月18日にしか決まっていますので。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時53分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に補足いたします。

予算計上の瑕疵がないかという1点だったと思います。特に瑕疵はございません。

それで、先ほど申しあげましたように費目はございますので、補正で対応できるものは対応できますので、予算計上においては問題ないということです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時59分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁の補足ということですが、第2生産施設の使用料については諸般の事情があつて計上しておりませんが、甲乙の協議の中でですね、補正で対応、先ほどもちよつと述べたと思いますけれども、補正で対応という方針でやっていきたいと思つています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時05分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 補足で答弁いたします。

村の吏員しながらですね、確かに村民に不利益を与えるような行為は厳に慎まないといけないということは、私たちの原理原則だと思います。

それはさておきまして、今回の予算の計上においては当初から議員がおっしゃる通りに計上して、後ほど補正で減額すべきだという一つの案であります。ただ、その予算編成上ですね、まだ未確定な金額を計上して、予算の編成の中でですね、歳入・歳出を合わせないといけないものですから、その辺の技術的なこともございます。等々がございまして、特に村民に不利益を与えるような行為ではございませんので、その辺もありまして予算編成上の問題等々ございまして、このようにやっております。

また、おっしゃる通りに補正対応も可能ではございますので、その辺はしっかり一つの案として受けとめていきたいと思つています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 課長の答弁、よく理解しました。

ちよつとかみ合わなかつた部分がありましたが、私の費目の考え方もですね、この林業使用料に工場は別でもあつても条例は1つだということは、よく理解しています。

しかし、課長から今ありましたとおり公営施設は村民のものですから、それについては1銭たりとも本来ならば村民に負担をかけないように。当初は既にこれだけの予算を立てているわけですから、ここ1つ

動かすというのはただごとじゃないので、それは理解しています。補正は今からですから、ぜひですね、検討じゃなくて、ぜひに入れてください。今、村長も答弁ありましたので、その入れたものは来年の3月に収支すればいいわけですから、今後の1年間の、私も今の業者の内情はよく知っていますから、ある意味では2年ぐらいは繰り延べしてほしいなという心情もあるんです。

でも村民の代表としては、そういうことは入れないと思いますので、ぜひ補正には、まずこれを、使用料を上程する。その1年間を見て、もしかしたら思いがけなく大きな黒字になれば、それこそその場で払える可能性もあると思います。その分を、余裕を持って1年後に対処してくれると期待して質疑は終わります。答弁は要りません。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時08分)

1番。

○ 1番 與儀常次君 歳入、16款、45ページ。16款ですね、県支出金、4目農林水産業費県補助金ですね。45ページの節ですね、2節農林費補助費ですね。農地制度実施円滑化事業191万円、農業委員会補助金184万6,000円。それと3節林業費補助金、森林環境保全直接支払事業125万5,100円。それと次に松くい虫防除事業。その下の7節ですね、村づくり交付金、西部地区、中部地区、東部地区の場所の説明ですね。

それと5目の商工費県補助金、2節の沖縄県緊急雇用創出事業補助金、伝統工芸産業振興事業159万2,000円、今帰仁アグーの新商品開発事業210万5,000円。

次の46ページ、沖縄短期観光体験プログラム推進事業775万5,000円。次にハイビスカス等新商品開発事業200万7,000円。次に地域資源活用ビジネスモデル事業58万1,000円。次に今帰仁アグーの生産拡大及び販売促進事業1,008万8,000円。下の今帰仁村6次産業化推進事業293万円ですね、事業所があると思いますので、10カ所ですね、説明。

次に49ページ、4目の土木費県委託金ですね。節の港湾管理委託料、港湾管理委託事務1,631万8,000円、港湾統計調査委託18万円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

45ページですね。45ページ、説明のほう、2行目ですか、農地制度実施円滑化事業、あと下のほうの農業委員会交付金、この2点について、まずはお答えします。

円滑化事業は農業委員会が今、事業をしております。その主な内容は遊休地解消に向けた取り組み、農地相談等々の事務ということです。これは事務費ですね。

あと、農業委員会交付金は農業委員会の事務の手当ということで国から支給をされております。これも農業委員会の事務局に対する助成でございます。

あと下の欄、林業費補助金の森林環境保全直接支払事業、この事業は天然林改良、下草刈りですとか、そういうことを主な事業にしております。

あとは松くい虫防除事業は、例年行われております村のある地区を限定しまして、松くい虫の防除、薬剤散布等々をやっているような事業でございます。

あと、伝統工芸振興事業、沖縄県緊急雇用創出事業の1番目であります。これは、事業実施は中嶋プランニングがやっているところで、去年度から引き続きまして、今年の7月までの…、去年の8月から今年の7月までという1年間の事業になっております。

あとは今帰仁アグーの新商品開発、これも去年の補正でやっておりますけれども、これも去年の8月から今年の7月までの予定となっております、これは今帰仁ブランドのアグーの商品化を進めるための事業でございます。

あと沖縄短期観光体験プログラム推進事業、これも補正で取り組んでいるところですね。これは、12月補正でした。これも体験プログラムの開発ということで、今年の12月までの予定にしております。

ハイビスカスの新商品開発、これも村内にある事業所の新しい商品開発ということで実施しております。

あと下の地域資源活用ビジネスモデル事業、これは村観光協会が実施しております事業でございます、その1人の、2人ですね、1人分だったかな、これ。の賃金であります。

あと下の今帰仁アグーの生産拡大及び販売促進事業、これは新規で今後、沖縄県と外郭団体等を含めて、これは海外への商品展開という事業の中でですね、その雇用でございます。

あと、下の6次産業化推進事業、これはあいあいファームが今回実施しておりますタンカン等を活用した新商品開発ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

16款2項4目の7節ですね、村づくり交付金の西部地区、中部地区、東部地区の場所ということですが、今回、西部地区においては集道整備については与那嶺区、仲尾次区。あと農道整備については平敷区、崎山区の実施になります。

それから中部地区において集道整備は仲宗根区と越地区、集落排水整備については越地区、それから農道整備は仲宗根区ですね。あと防犯灯設置については謝名・越地・仲宗根・玉城区の4字で実施してまいります。

それから東部地区においては、農道整備については勢理客区、あと集道整備は天底区と呉我山区ですね。それからカーブミラー設置については勢理客・天底・呉我山・湧川区の4字になります。それからカードレール設置は湧川区ですね。あと放送施設設置は天底区で事業を実施してまいります。

それから49ページの16款3項4目1節の港湾管理委託料の港湾管理委託事務ですが、これは運天港の港湾施設について村のほうの職員が配置されておりますので、その運天港の管理についての委託事務になります。

それから港湾統計調査委託については、港湾の利用の調査のものについての委託ということになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 大体説明でわかりましたけど、再度確認したいと思います。

緊急雇用創出事業、事業名はですね、説明はわかりましたけど、どこの業者がやっているのか再度求めたいと思います。

2番目の今帰仁アグーの新商品の開発事業は、どこの業者がやっているのか。

それともう一つですね、この観光体験プログラムはどういう方がかかわっておりますか。

それとハイビスカスの新商品の開発は、どこがやっているのかですね。

もう一つ、今帰仁アグーの生産拡大及び販売促進、これは新事業ということで海外へ向けて今からということですので、どういった方がかかわっておりますか。その点、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ご質疑にお答えします。

伝統工芸産業振興事業ということで、これは染物等々をあれしております中嶋プランニングがやっております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時20分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

新規事業ですね、今帰仁アグーの生産拡大及び販売促進事業のですね、事業は有限会社今帰仁アグーが実施しております。これは沖縄県等が展開しております海外展開へ向けて、それに沿った特産品の拡大及び製品製造の開発ということが主な事業でございます。以上です。

失礼しました。答弁漏れがございました。ハイビスカスはですね、事業所はゆめじんです。ゆめじんがやっております。

あともう一点ですね、上の沖縄短期観光体験プログラム推進事業、これは板垣さんという方で、名称はTda Marina (ティーダ・マリーナ) という会社でございます。ティーダ・マリーナがやっている事業でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度ですね、確認していきたいと思います。

今帰仁アグーの新商品開発事業と、下の今帰仁アグーの生産拡大及び販売促進事業、有限会社今帰仁アグーということですが、今、今帰仁アグーはですね、平仮名も片仮名もあるという話ですけど、実際代表者はだれなのかですね、チャグーもアグーもですね、いろいろ飛び交っている状況でありますので、こっちは片仮名で書かれていますので、代表者はだれなのか、どこで事業をしているのかですね、2つ関連だと思しますので、再度求めます。

そのほうと観光体験プログラムですね、板垣さんという方はティーダ・マリーナという事業を立ち上げているということですが、どこに住んでおりますかですね、答弁を求めます。

アグーは海外ということですので、ほんとにどこで今から事業をするのかですね、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

質疑は2点だったかと思っておりますけれども、1点目は今帰仁アグーの件で代表者は高田さんでございます。

そして、これから新しい事業がどこで実際行われるかといいますと、畜産担い手事業で今回新たな畜舎

建設がございます。それによりましてアグーの増産が図られるものと思います。それに伴ってですね、そういう生産拡大と販売促進事業に向けての雇用の創出ということでございます。

あと沖縄短期観光体験プログラム推進事業のティータ・マリーナの板垣さんは、諸志であります。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番。

○ 1番 與儀常次君 大体わかってきました。

今、見てみると10カ所の事業所ということで緊急雇用対策、県からの補助でありますけど、この事業は何年度まで続くと予定されますか。答弁、お願いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

緊急雇用という事業名称からしまして、事業実施期間は1年間でございます。この事業そのものが、どれぐらい続くかは国の政策なり、厚労省の動きなりがあると思いますけれども、該当するものは1年ずつの事業期間でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時27分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

2番。

○ 2番 石川清友君 34ページ、14款1項使用料の中の3節体育施設使用料、その中にプールの使用料、テニスコート使用料、それからホッケー場・サブグラウンド使用料、クラブハウス使用料、これはプール使用料の場合は去年70万円の予算計上で、今年48万円になっています。テニスコート使用料が去年は3万円、今年1,000円。ホッケー場とサブグラウンド使用料が去年は50万円で、今年が4万円。クラブハウス使用料、これは去年が180万円で、今年120万円、その違い、説明ですね。

それと39ページ、15款2項の5目土木費国庫補助金の7節村道古宇利線改良事業に1,920万円組んであるんですけども、これは説明では1期、平成25年度から平成29年度までという話でしたけれども、これは今年1,920万円組んであるんですけど、その説明、求めます。

それと60ページ、21款4項雑入の4目の2節雑入、その中に上からいきますと、ため池使用料67万円あるんですけども、これは去年は10万円でした。それから運動公園の、おりていって61ページですね。運動公園の自動販売機37万8,000円、これは去年は65万円でした。それから下においていきまして、タイワンプラザ販売代20万円、これは去年も一緒なんですけど、その説明ですね。

それと地域支援事業費の去年は2,512万円でしたけれども、今年3,000万円超えています。その説明。以上の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

34ページ、使用料の中の3節体育館使用料でございますけれども、プール使用料、サブグラウンド使用料、全体的に減っているわけでありまして、これは平成23年度の一応決算では430万円、全体で430

万円なんですよ。それで今年ですね、プールも大分また台風ですね、屋根も一部飛ばされてましてですね、大分減ってはおりますけれども、たくさん計上したいところも山々でありますけれども、条件に応じてですね、また補正のほうで対応していきたいと考えております。

特にサブグラウンドの夜間照明は、これも台風で大分方向が変な方向に向いておりまして、今年の事業で一応新しく導入いたしますけれども、これもある程度使用料は若干減免をしております。

テニスコースに関しては、はっきり今、雑草とかですね、一応生えておりまして、実際使用料を徴収して使用するのがちょっと不可能でありまして、これも一括交付金を利用いたしまして全天候型の施設に持っていきたいと考えております。

あとは、61ページの雑入でありますけれども、運動公園の自動販売機、これもやはり若干減っておりますけれども、また状況に応じてですね、一応また補正のほうで対応していきたいなと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

39ページ、15款2項5目7節の社会資本整備総合交付金の村道古宇利線改良事業に1,920万円の計上があります。これについては、採択されているのがですね、今、延長1,750メートルの計画で進めているものです。この1,920万円というのは、事業費で2,400万円の事業費で補助率が80%になります。今回の平成24年度のものについては委託料のほうに組んでいてですね、この古宇利線の改良事業に伴って測量設計委託業務、今年設計のほうを進めていく予定でおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

60ページです。21款4項の4目雑入の中で3行目の雑入は経済課ですね、ため池使用料67万円。前年度は10万円ではなかったかというんですけれども、これは平成24年度も補正で対応しましたけれども、その大口ですね、今帰仁酒造に水の提供がございます。その分を当初で組んでですね、その分が増になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

61ページ、11款4項雑入の中のタイワンハブ販売が昨年と同様の20万円ということなんですがということにお答えいたします。

タイワンハブは、今年の捕獲の状況が3月12日現在で124匹です。昨年度も同様の実績ですので、その1,500円で南都酒造に販売しております。その130匹前後でですね、平均的に計上しているところでございます。

あと地域支援事業費につきまして574万3,000円ほど増額なんですけれども、介護の給付費ですね、その3%を介護予防に使うということで介護広域のほうから交付されます。その内容につきましては、介護予防の事業としまして1,028万7,773円ですね。あと包括的支援事業と任意事業ということで2,575万545円が合わせて地域支援事業費として3,086万3,318円がきている状況です。

その介護予防事業につきましては、高齢者が介護に至らないように活力促進とか機能訓練であるとかという事業と、特定高齢者の把握事業ということで総合保健協会、今帰仁診療所で健康診断のほうに使われております。

あと包括支援事業と任意事業につきましては、包括支援事業費につきましては包括支援センターの人件費等々に使われております。あと任意事業としましては、高齢者サービスチームのケア会議に使う費用とか介護用品の支給事業、ゆいまーる事業、食の自立支援事業等に使われている事業であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど、いろいろ答弁もらったんですけども、自分が聞きたかったのはですね、若干皆さんの受け取りとずれがあったのかなと思いますけれども、使用料が去年より何で少なく組んだかを聞きたいわけです。といいますのは、村長は施政方針の中でも自主財源を向上させようということで方針の中でもうたっているのに、これは後でじゃあ補正で組みますと、出た場合には補正で組みますという話では、どうかなと思うんですよ。村長、その件で予算を組むときに村長としてどういう方針でこれ、やられているか伺いたいと思います。どう考えるかを、伺いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 歳入の組み方ではありますが、各担当課で予算を計画しているわけですが、ただ言えることは、やっぱり過大見積をしてはならないというのが基本でありますので、歳入をふやすということは基本的に大事であります、予算を組む場合にはある一定の慎重も必要かなというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 確かに過大見積した後で入らなかったとなれば大変だと、また指摘される面もあるかと思うんですけども、逆に議会側としましては、こういうふうに事業するんだということで予算に組んで、それに向かってまた頑張るという姿勢も必要じゃないかなと思います。

そういう中でですね、実は、村は今、指定管理者が古宇利ふれあい、運動公園、乙羽山のバンガロー、グスク交流センター、4カ所あるんですけども、その中で古宇利の食堂の使用料、それからもう一つ使用料があったですね、シャワーの使用料とか入ってきます。運動公園も、そのテニスコートの使用料とか体育館使用料、いろんな使用料が入ってきます。当然グスク交流センターもそうですね。店舗の使用料、いろいろ入ってきます。しかし、その中に見えないのが乙羽山のバンガローの使用料なんですよ。あれは、使用料を取っていると思うんですがけれども、同じ指定管理者の中で、なぜ乙羽山のバンガローは使用料を取ってないのか、その説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

バンガローの使用料は乙の側の収入になっております。決算を見ましても、それほど黒字にもなっていないものもありますし、これまで当初ですね、使用料が乙の使用料に、収入になったいきさつというんですか、これは今はまだ、私は直接把握はしてないんですけど、そういう経理上は、そういう状況になっております。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時44分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)
- 経済課長。

- 経済課長 小那覇安隆君 補足の答弁をいたします。

運営自体が赤字にというので、運営に対してですね、こちらからまた100万円の補助も出しているような状況です。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時50分)

ただいまの2番 石川清友議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番。

- 2番 石川清友君 先ほども話したんですけれども、村長、自主財源は非常に我々財源の乏しい村にとっては大切だということで施政方針の中でもうたっております。そういう中で、その収入についても、かたや村の収入になるし、また同じ宿泊施設でも、かたや指定管理者の収入になると。そういうこともなさっているわけで、実はですね、古宇利のふれあいセンターの店舗使用料とか、その雑入の中でですね、先ほども申し上げたんですけれども、運動公園の自動販売機や葬斎場の自動販売機とか、庁舎内の自動販売機21万円とか、これ計算してみますと約60万円あるんですよ。

ぜひですね村長、そういうものについては、村長の権限でできるのであれば、この前の一般質問でもやったんですけれども、村の育英会に収入としてあげる方法もあるんじゃないかなと。これは今、育英会は資金難ということで、この前の話でもありました。そういう中で、雑入に上がってくる自動販売機の収入とか、その動かせるものについては村長の考えの中でできる分については、ぜひ村の育英会に回してですね、村の育英会を充実させるということもひとつ考えていただきたいなど、そういうことを提言して村長の答弁求めます。

- 議長 久田浩也君 村長。

- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

村内の施設の中で自動販売機等いろいろあると思いますが、その収益を育英資金に回したらということではありますが、育英資金の充実についてはですね、今の話もいいんですけど、もう少し行政として育英資金がどのぐらい必要なのか。今、篤志家というのか寄附をいただいているわけですが、それで間に合わない場合にはどうするかということと、この枠の拡大も一般質問でありましたけど、これは教育委員会とちょっと調整してですね、これほんとに枠を拡大して貸し付けを多くすると、その償還の関係もありますので、教育委員会と調整をして、できれば資金についてはもう少しふやせるように努力していきたいというふうに思っております。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 これで歳入、9款から22款までの質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時57分)

ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳入…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時58分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後0時00分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 61ページのタイワンハブの件について、お聞きします。

歳入のですね、61ページのタイワンハブの販売の件と、支援何だったかな…。タイワンハブ、年間120匹、買い取りやると言っていましたね。これから、先ほど年120匹ぐらいとれると。収入です、61ページ。61ページはタイワンハブの販売代金、20万円の件について。これは、タイワンハブもウチナーのハブも同じ値段ですか、生きたのも、死んだのも。タイワンハブだけと書かれていますけど、収入の分ですね。値段的にですね、大きさも長さも。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 61ページ、21款4項4目雑入の中のタイワンハブ販売代についての質疑にお答えいたします。

タイワンハブの捕獲はですね、先ほども答弁しましたけれども、3月12日現在124匹を捕獲し、販売されている状況です。それで計上としましては、過去の平均の捕獲数を勘案しまして133匹ほどの20万円を計上しております。

あと、販売代金としまして同じ料金かということですが、タイワンハブにつきましては1,500円で、同じ料金だということで契約されております。

あと島ハブにつきましては、過去に、今年も1匹、去年は1匹と非常に少ないですので、その大きさについてはちょっと把握されていない、契約の中にも島ハブについてはありません。それについては大きさとかによって値段が違うか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

南都酒造と契約されている内容につきましては、タイワンハブについてのみの1,500円でやっております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 じゃあ沖縄ハブについては検討するわけですね。いや、僕は値打ちが違うと思って聞いているわけですよ、沖縄ハブとタイワンハブとはね。それでチンハブというのもいるんですよ。チンハブ、わからないでしょう。このぐらい小さい黄色のチンハブというのがいるんですよ。これも高価なものです。毒は同じですけどね。だからこういう値段の相場ですね、検討したら資料を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後0時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後0時05分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 先ほども答弁しましたがけれども、南都酒造との冷凍ハブの取引につきましては生きたまま急冷しまして、冷凍して撲殺というか、死んだハブをですね、急冷凍したハブを南都酒造は取引すると。

島ハブにつきましては、取引件数も少なく、ちょっと契約書、覚書等にありませんので、個別で、大きさをやっているのかどうなのか、ちょっと確認しまして報告したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳入9款から22款までの質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午後0時07分)